

こどもをまんやかに保育園等・認定こども園と保護者が 共に支え合う関係を目指して

～保育園等を御利用される保護者の皆様へのお願い～

こどもまんなか社会って、どんな社会でしょう？

国のこども大綱では、全てのこども・若者が「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」とされています。

このような社会を実現するためには、こども達の育ちを御家庭と保育園等とが共に支え合う関係がとても重要です。

保育園等は、保護者の皆様をはじめ様々な方の協力があって成り立っています。

保護者の皆様方におかれましては、改めて保育園等を取り巻く現状や、その役割を御理解いただき、御協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

保護者の皆様に改めてお伝えしたいこと

保育園等や認定こども園の役割、保育士さん等のお仕事について

保育園等はお仕事などで御家庭での養育が難しいお子様を、保育士や保育教諭が保護者に代わって保育・教育を行っています。

保育士等は、こどもの最善の利益を考慮して、一人一人の成長発達に合わせた保育の計画を作成し、これに基づき保育を行っています。また、こどもが活発に遊び、安心して過ごすことができるように、保育以外にも日々様々な仕事をしています。

日々の保育内容の計画・実施・振り返り、活動の準備、保育者自身の専門性や質を高めるための研修、会議・打合わせ、玩具の点検、室内・トイレなどの衛生管理、花壇や畑づくりなどの環境整備、園庭清掃・園庭遊具の点検など



保育士さん達のウェルビーイングも大事なこと

京都市ではより丁寧な保育が可能となるように、このような専門性の高い保育士等を国よりも手厚い基準で配置していますが、保育士等がこども達の豊かな育ちを支え、安全で質の高い保育を実現していくためには、こども達のために様々な仕事をしている保育士等のウェルビーイングを更に向上させていくことも、とても重要です。

いつでも保育園等を利用できるの？

3歳未満児の保護者の方からは保育料を頂いていますが、実は保育に要する費用の大半は市民の皆様の税金で賄われています。保育の認定を受けていれば、いつでも保育園等を使えるということではなく、認定された事由・利用時間の範囲内で、御家庭での保育ができないときに御利用ください。御協力をお願いします。

保護者の皆様をお願いしたいこと

- 土曜日などお仕事がお休みの日や、早めのお迎えが可能な日などは、御家庭での保育や早めのお迎えをお願いします。お子様にとって御家庭は育ちの基盤となる居場所です。御家庭でゆっくり過ごされることも、お子様の健やかな心身の育ちや情緒の安定、自己肯定感を育むための大きな力となります。
- お子様の安全確認のため、欠席する場合は必ず保育園等に御連絡ください。

各御家庭において様々な事情があることと承知しておりますが、皆様から少しずつ御協力をいただくことで、より充実した保育につなげることが可能となります。

保育園等と御家庭が連携し、共にお子様の育ちを支えていくことができるよう、適切な保育の御利用に改めて御協力をお願いします。

